

○大樹町議会基本条例（案）

令和8年○月○日

目次

前文

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条－第5条）

第3章 町民と議会との関係（第6条－第7条）

第4章 町長等と議会との関係（第8条－第10条）

第5章 適正な議会機能と議会運営（第11条－第15条）

第6章 議員の政治倫理、議員定数及び報酬（第16条－第17条）

第7章 最高規範性及び見直し手続（第18条－第19条）

附 則

（前文）

大樹町民から直接選挙で選出された議員により構成される大樹町議会は、同じく直接選挙で選出された大樹町長とともに、民主的な二元代表制を構成します。

大樹町は、豊かな農地と海に恵まれ、開拓の精神と地域への愛着を基盤に、町民が助け合い、ともに歩んできた地域です。人口減少と高齢化が進み、地域課題が複雑化する中にあっても、「人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる誰にでも居場所のあるまち大樹」という共通の理想を掲げ、町民一人ひとりが地域の担い手として参加し、活力あるまちづくりを進めることが求められています。

議会は、町民の信託に応え、町民の意思を町政に的確に反映させるため、行政の監視機関、議決機関及び政策提案機関としての責務と役割を果たすことが使命です。地方分権時代において、議会は住民主権を尊重し、その責務を果たします。

大樹町議会が、開かれ、わかりやすく、町民が参加し、信頼できる議会を実現するため、議会と町民が交わす約束として、この条例を制定します。

議会は、議員相互間の活発な議論と町民との対話を通じて、透明性と説明責任を徹底し、町民に信頼され、存在感のある議会を築くことをここに宣言します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するため、地方分権時代にふさわしい議会運営及び議員活動に関する基本的な事項を定めることにより、町民全体の福祉向上と大樹町の持続的で豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とする。

（議会及び議員の責務）

第2条 議会及び議員は、この条例に定める理念・原則、この条例に基づいて制定される議会の条例等を遵守して議会を適正に運営し、町民の代表機関として、町民に対する責任を果たすものとする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 町民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性及び透明性を確保し、町民に信頼される開かれた議会を目指すものとする。
- (2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。
- (3) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。
- (4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明すること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の増進を目指して活動すること。
- (2) 町政の課題及び町民の意見、要望等を的確に把握するとともに、常に自己研さんに努め、町民の代表としてふさわしい活動をするものとする。
- (3) 議会が言論の府であること、合議制の機関であることを認識し、議員同士が対等の立場でかつ自由な討議を重んじること。

(委員会等の活動及び議員協議会の運営)

第5条 議会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下「委員会等」という。）を設置して、所管事務及び付託事件の審査・調査の充実を図り、議会機能を拡充するものとする。

- 2 委員会等は、前項の審査・調査及び町政の課題に適切かつ迅速に対応するものとする。
- 3 議会は、委員会等のほか、議会運営調整及び町長等の政策課題の審査に迅速に対応するため議員協議会を設置し、議員間の自由な討議を行い議会運営の充実を図るものとする。

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開及び共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保するものとする。

- 2 議会は、本会議の日程及び内容、委員会の日程を事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有するものとする。
- 3 議会は、議会活動に関する報告会・懇談会を年1回以上開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行うものとする。
- 4 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映するものとする。
- 5 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を確保するものとする。

(議会広報及び広聴の充実)

第7条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知するものとする。

- 2 議会は、町政に係る重要な情報を速やかに公表するとともに、町民からの意見・要望等を聴取し、その内容及び対応について情報を提供するものとする。
- 3 議会は、情報技術の発達を踏まえ、多様な広報手段を活用するものとする。
- 4 議会は、議会モニター制度を設けることができる。
- 5 前項に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

第4章 町長と議会との関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第8条 本会議における一般質問は、一括質問方式に加え、一問一答方式を実施することによって、論点・争点を明確にし、町民に分かりやすい質問となるよう努めるものとする。

- 2 議長から会議への出席を要請された町長等は、論点を明確にするため議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑並びに提案内容に対して、反問することができるものとする。
- 3 前項の反問については、別に定める。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第9条 議会は、町長が提案する計画、事業等については、必要に応じて次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景に関すること。
 - (2) 提案に至るまでの経緯に関すること。
 - (3) 総合計画との整合性に関すること。
 - (4) 財政措置状況に関すること。
- 2 議会は、前項の提案を審議するに当たっては、立案・執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価について調査・審議することに努めるものとする。

(議決事項の拡大)

第10条 議会は、町政全般にわたり重要な計画等について、議会と町長等執行機関が町民に対する責任を担いながら、計画的かつ町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を追加するものとする。

- 2 前項の議決すべき事件については、別に条例で定める。

第5章 適正な議会機能と議会運営

(自由討議による合意形成)

第11条 議会は、議員による討論の場でもあることを認識し、議長は議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会において議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関

して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに町民への説明責任を十分に果たすものとする。

- 3 議員は、議員相互間の自由な討議を通じて合意形成を目指し、政策立案及び政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。

（議員研修の充実）

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力などの向上に資する研修の充実強化を図るものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員活動に活用する議員研修会及び研究会などを積極的に開催するものとする。

（議会図書室の充実）

第13条 議会は、法第100条第19項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能の充実、強化を図るものとする。

- 2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町職員等においても利用することができるものとする。

（議会事務局の体制整備）

第14条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務に関わる機能を積極的に強化するよう努めるものとする。

- 2 議会は、行政から独立した機関としての議会事務局機能の向上に努めるものとする。

（災害時の対応）

第15条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行うものとする。

- 2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定める。

第6章 議員の政治倫理、議員定数及び報酬

（議員定数及び報酬）

第16条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員定数及び報酬の改正に当たっては、町政の課題、将来の展望等を踏まえ総合的に検討するとともに、町民の多様な意見を十分に考慮するものとする。

- 3 議員の定数に関する条例改正は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して、委員会又は議員が提案するものとする。

- 4 議員報酬の改正は、そのあり方を含め、その額が議員の職務及び職責に見合うよう適時に見直しをするため、大樹町特別職報酬等審議会条例（昭和46年9月5日条例第16号）に定める審議会の意見を尊重するほか、委員会又は議員が提案する場合は、改正理由の説明を付して提案するものとする。

（議員の政治倫理等）

第17条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動するものとする。

る。

- 2 議会及び議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止及び排除に努めるものとする。
- 3 政治倫理及びハラスメントの防止に関する規律の基本となる事項は、別に定める。

第7章 最高規範及び見直し手続

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会の運営と活動における最高規範であって、議会は同条例の趣旨に反する議会の条例、規則等の制定はできないものとする。

(見直し手続)

第19条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかの検証を議会運営委員会で行うものとする。

- 2 議会は、前項の検討の結果に基づき速やかに、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。